

守谷市赤ちゃんのえき事業実施ガイドライン

守谷市赤ちゃんのえき事業実施ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)は、守谷市における赤ちゃんのえき事業の実施に当たり、標準的な運用方針について定めるものとする。

1 事業の目的

安心して暮らせるまちづくりのため、乳幼児を抱える保護者への子育て支援の一環として、外出した際に安心して気軽に授乳やオムツ交換ができる場所を提供する。

2 事業内容

- (1) 乳幼児を抱える保護者が、安心して気軽に授乳やオムツ交換ができる場所を備えた施設を「赤ちゃんのえき」として登録する。
- (2) 市は、「赤ちゃんのえき」として登録した施設の情報を市民に周知し、利用を促進するものとする。

3 登録要件及びサービスの提供内容

(1) 「赤ちゃんのえき」では、次の①及び②の両方、若しくは一方を提供する。

①授乳の場所

授乳の場所とは、四方を壁、パーテーション等で仕切られた概ね3平方メートル以上のスペースに、授乳のためのいす等を設置し、利用者が他者の目を気にせずに授乳ができる場所をいう。

②オムツ交換の場所

オムツ交換の場所とは、オムツの交換台、ベビーベッドなどを備え、安心してオムツ交換ができる場所をいう。

(2) その他のサービス(提供する施設のみ)

①ミルク用のお湯の提供

②手洗い又は手指の消毒設備

③子育て情報等の提供

主に子育ての情報に関するパンフレットや冊子の提供及びポスターなどの掲示。

4 登録施設の表示

- (1) 登録施設の管理者は、ステッカーなどを利用者の目に付きやすい場所に掲示するものとする。
- (2) ステッカーなどの掲示及び管理は、施設管理者が行うものとする。
- (3) ステッカーなどは、市が提供するものとする。

5 施設の利用及び管理の指針

(1) 「赤ちゃんのえき」については、各施設において、設置状況、利用条件等が異なるため、利用者は、施設の管理者の指示に従い利用するものとする。

- (2) 利用対象者は、原則として乳幼児を連れた女性とし、授乳又はオムツ交換の用に限るものとする。但し、施設管理者の同意がありかつ他の利用者が無い場合で、家族で使用する場合は、男性の入室も認めるものとする。
- (3) 利用者は、後から利用する方が気持ちよく利用できるよう、きれいに使用することを心がけるものとする。
- (4) 利用者は、原則として紙オムツなどのごみは持ち帰るものとする。ただし、施設管理者がゴミ箱等を設置している場合は、この限りではない。
- (5) 施設管理者は、提供する施設の衛生面に配慮し、定期的に清掃を行うものとする。

6 確認および助言

市長は登録施設に対して、必要に応じ本事業の実施状況について、確認及び助言をすることができる。

7 庶務

「赤ちゃんのえき」事業に関する庶務は、地域子育て支援センターが行う。

附 則

このガイドラインは、平成22年 5月 17日から施行する。

年 月 日

「赤ちゃんのえき」登録申出書

守谷市長 あて

管理者住所
管理者氏名
電話番号

印

守谷市「赤ちゃんのえき」事業の趣旨に賛同し、下記の施設について、登録を申し出します。

登録施設の運営に当たっては、「守谷市赤ちゃんのえき事業実施ガイドライン」を遵守します。

記

施設名			
所在地	守谷市		
担当者名		部署 電話	— —
サービスの提供内容 ※該当する箇所 に○を付けてください。	① 授乳の場所 (イス・畳)	② オムツ交換の場所 (オムツ交換台・ベビーベッド)	
	利用可能日 (月・火・水・木・金・土・日)		
	利用時間(平日) (: から : まで) 利用時間(休日) (: から : まで)		
特記事項			

(裏面)

施設チェック表

確認者 所属
氏名

授乳室	
内 容	評価
授乳室の面積が概ね 3 m ² 以上あるか。	
授乳用のいすがあるか。(脚)	
他者の視線が完全に遮られ, 安心して授乳できるか。	
赤ちゃんを寝かせるベッドがあるか。	
荷物を置くテーブル等があるか。	
安心して利用できる明るさか。	
使用中の表示はあるか。	
ミルク用のお湯の提供は可能か。	
オムツ交換場所	
オムツ交換台等があり無理なく交換が出来るか。	
他者の目を気にすることなくオムツ交換が出来るか。	
荷物を置くテーブル等があるか。	
安心して利用できる明るさか。	
共通事項	
定期的に清掃をしているか。	
出入口の見やすい所にステッカー表示は可能か。	
使用中の表示はあるか。	

※評価の欄には, ○か×を記入してください。

※登録を行う前に施設の状況を確認します。施設の状況によっては, 改善をお願いする場合があります。